

公益社団法人 鹿児島県看護協会

国民の保護に関する業務計画

平成 24 年 4 月

公益社団法人 鹿児島県看護協会

目 次

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 基本方針

第2章 平素からの備え

- 第1節 活動体制の整備
- 第2節 関係機関との連携
- 第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備
- 第4節 管理する施設等に関する備え
- 第5節 医療に関する備え
- 第6節 物資及び資材の備蓄等
- 第7節 訓練の実施

第3章 武力攻撃事態等への対処

- 第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応
- 第2節 活動体制の確立
- 第3節 安全の確保
- 第4節 関係機関との連携
- 第5節 警報又は避難措置の指示等の伝達
- 第6節 看護研修会館の適切な管理及び安全確保
- 第7節 医療の提供
- 第8節 避難・救援に関する支援
- 第9節 安否情報の収集への協力

第4章 復旧等

- 第1節 応急の復旧

第5章 緊急対処事態への対処

第6章 計画の適切な見直し

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定、並びに同法に基づく鹿児島県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、本会の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）」及びこの計画に基づき、国民の協力を得ながら、他の機関と連携協力し、本会の業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。

国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本方針」及びこの計画に基づき、次の点に留意しながら本会の業務に係る国民保護措置を実施する。

1 国民等に対する情報提供

新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、県及び市町村等の関係機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

3 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、県及び市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、県及び市町村等の協力を得ながら、本会会員及び職員（以下「本会会員等」という。）のほか、本会の実施する国民保護措置に従事する者の安全確保に配慮する。

5 高齢者及び障害者等への配慮並びに国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者及び障害者等に対する配慮を行うとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

6 県対策本部長による総合調整

鹿児島県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が

行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 国民保護連絡調整会議の設置

本会の業務に係る国民保護措置に関する事務について、連絡及び調整を図るための組織として、本会に鹿児島県看護協会国民保護連絡調整会議（以下「本会連絡調整会議」という。）を設置する。

本会連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

① 看護研修会館の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるように、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要事項についてはあらかじめ定める。

② 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。

また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても、本会関係職員等の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する会員等従事者の指定等障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 通信体制の整備

① 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しながら、必要な通信体制を整備する。

② 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

③ 平素から国民保護措置に必要な通信整備の点検を定期的実施する。

3 緊急参集体制及び活動体制の整備

(1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要な体制を確立するため、本会会員等の緊急参集等についてはあらかじめ必要な事項を定め、周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、本会会員等の家族の被災等により本会会員等の参集が困難な場合等も想定し、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等本会会員等のサービスの基準に関する必要な事項も併せて定める。

(2) 緊急参集を行う本会会員等については、武力攻撃事態等による交通機関の途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認する。

- (3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、本会会員等の交代要員の確保等に関する体制を整備する。
 - (4) 防災等のための備蓄を活用しながら、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努める。
- 4 赤十字標章等及び特殊標章等の適切な管理
- あらかじめ知事より使用の許可を受けた赤十字標章等及び特殊標章等については、適切に管理する。

第2節 関係機関との連携

平素から県及び市町村並びに指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、緊急通報等について通知を受けた場合の本会会員等への連絡方法及び連絡手順等の必要な事項についてはあらかじめ定める。

第4節 管理する施設等に関する備え

- 1 看護研修会館の武力攻撃災害の発生に備えて、災害発生時の対応に準じた的確かつ迅速な状況判断により、利用者等の適切な誘導を図るための体制の整備に努める。
- 2 看護研修会館が武力攻撃災害により被害を受けた場合に応急復旧を行うため、あらかじめ災害発生時における応急復旧体制及び資機材の調達体制を整備するよう努める。

第5節 医療に関する備え

- 1 県及び市町村が、避難住民の救援等における医療の実施（及び助産）についての体制を整備する場合、連絡先の提供、本会会員の派遣可能人数及び医療救護班の編成・医療救護所の設置に係る体制等に関する情報の提供、県及び市町村との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。
- 2 武力攻撃事態等において、医療を適切かつ迅速に提供するため、国、県及び市町村と連携しながら、当該提供に関わる実施体制の整備、消防本部、指定公共機関、他の指定地方公共機関等の関係機関との協力体制の構築に努める。

第6節 物資及び資材の備蓄等

- 1 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。
- 2 武力攻撃事態等が長期にわたる場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、県及び市町村並びに他の事業者等との間で、当該

物資等の供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制の整備に努める。

第7節 訓練の実施

- 1 平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう本会会員等の訓練の実施に努めるとともに、県及び市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。
また、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用する等実践的な訓練となるよう努める。
- 2 国民保護措置についての訓練を実施する場合、防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮する。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県の国民保護対策本部の設置に伴う対応

- 1 県に国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
- 2 県から県対策本部の設置について通知を受けた際は、第2章第3節により整備した警報の内容の通知に準じて、本会会員等に迅速にその旨を周知する。

第2節 活動体制の確立

- 1 国民保護対策本部の設置等
 - (1) 県から県対策本部を設置した旨の通知があった場合には、必要に応じて、鹿児島県看護協会国民保護対策本部（以下「本会対策本部」という。）を設置する。
 - (2) 本会対策本部は、本会内部における国民保護措置等に関する調整、情報収集・集約、連絡及び本会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
 - (3) 本会対策本部を設置した際は、県対策本部に報告する。
 - (4) この計画に定めるもののほか、本会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。
- 2 地区国民保護対策本部の設置
 - (1) 各地区は、本会対策本部が設置された場合には、その地区が管轄する区域内における市町村の国民保護対策本部の設置状況等を勘案しながら、必要に応じて、本会対策本部に準じた組織（以下「地区対策本部」という。）を設置する。
 - (2) 地区対策本部を設置した際は、その旨を本会対策本部及び地区が管轄する区域内の市町村に報告する。
- 3 緊急参集の実施
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じて、関係会員及び職員等の緊急参集を行う。

4 情報連絡体制の確保

(1) 情報収集及び報告

- ① 看護研修会館の被災状況，国民保護措置の実施状況等武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし，本会対策本部は，これらの情報を集約し，必要に応じて，県に報告する。
- ② 本会対策本部は，県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置の実施に当たり必要な安全に関する情報等について収集を行うとともに，本会会員等において，当該情報の共有を図る。

(2) 通信体制の確保

- ① 武力攻撃事態等が発生した場合には，直ちに，必要な通信手段の機能確認を行うとともに，連絡のために必要な通信手段を確保する。
- ② 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため，支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるとともに，直ちに，県等に支障の状況を報告する。
- ③ 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては，速やかに応急復旧を行うとともに，必要に応じて，バックアップ体制に努める。

第3節 安全の確保

- 1 国民保護措置を実施するに当たっては，その内容に応じて，県及び市町村等から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか，緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等の支援を受けるものとし，これらを活用し，本会会員等のほか，本会が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
- 2 国民保護措置を実施するに当たって，赤十字標章及び特殊標章，身分証明書を使用する場合には，知事の許可に基づき適切に使用する。
また，本会会員等のほか，本会が実施する国民保護措置に従事する者に赤十字標章及び特殊標章の交付等を行う場合には，適切な情報提供を行い当該者の安全の確保に十分に配慮する。

第4節 関係機関との連携

県対策本部及び市町村国民保護対策本部，国，指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し，的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第5節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事より警報の内容，避難措置の指示，避難の指示，緊急通報の通知等を受けた場合には，別に定めるところにより，本会会員等における迅速かつ確実な伝達を行うとともに，会館利用者等への伝達に努める。

第6節 看護研修会館の適切な管理及び安全確保

- 1 県及び消防機関等から、施設の安全確保についての要請等があった場合、看護研修会館について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全の確保のための措置を講ずるよう努める。
- 2 看護研修会館利用者等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、災害や事故の際の対応に準じて、会館利用者等の適切な誘導に努める。

第7節 医療の提供

1 医療の提供（及び助産の実施）

- (1) 知事より医療（及び助産）の実施要請があった場合、派遣する医療関係者の不足、資機材の故障等により当該医療を行うことができないなど正当な理由がない限り、これらの医療を的確かつ迅速に行うよう努める。
- (2) 知事及び知事を通じて市町村長等から医療の実施要請又は、医療救護班の編成要請等があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療（及び助産）に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。

また、現場で医療の提供（及び助産）する責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のため必要な措置を講ずる。

- (3) N B C 攻撃による武力攻撃が発生した場合又は発生のおそれがある場合、県国民保護計画等に基づき対処する。
- (4) 武力攻撃原子力災害が発生した場合、県国民保護計画に基づき対処する他、当該計画に定めのないものについては、「鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編」等に定められた措置を準用する。
- (5) 武力攻撃災害が著しく大規模であること及びN B C 攻撃による武力攻撃や武力攻撃原子力災害の発生などその性質が特殊であることその他の事情により、医療活動の実施及び対処が困難である場合は、県、市町村等の関係機関に対し協力を求めるとともに、必要に応じ、県に対し、国の武力攻撃事態対策本部長に医療活動等に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

2 医療（及び助産）の維持

- (1) 医療（及び助産）に当たっては、医療（及び助産）に必要な施設及び設備の状況確認、武力攻撃災害発生箇所等において医療（及び助産）を適切に提供（実施）するために必要な措置を講ずる。
- (2) 医療（及び助産）の提供（実施）に支障が生じた場合には、必要に応じ、国、県及び市町村等の関係機関に対し当該障害について連絡するとともに、国、県など関係機関の協力を得ながら、他の医療機関である指定公共機関等と連携し、医療（及び助産）の確保に努める。

第8節 避難・救援に関する支援

看護研修会館が、あらかじめ知事より避難施設として指定され、避難住民の受入れを行うこととなった場合には、県及び市町村が開設・運営する避難施設の開設等のために必要な協力を行うよう努める。

第9節 安否情報の収集への協力

1 安否情報収集への協力

知事及び市町村長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行う等、知事及び市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2 収集する情報

知事及び市町村長が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した者について、鹿児島市長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する県及び市町村が判明している場合には併せて知事及び市町村長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、看護研修会館の安全の確保に配慮した上で、速やかに会館の緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、迅速に応急復旧の措置を実施するよう努める。
- 2 応急復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。
- 3 応急復旧のために必要な措置を実施する場合、自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じて、県及び市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供及び技術的助言その他応急復旧のために必要な措置に関し支援を求める。
- 4 本会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急復旧の実施状況を県に報告する。

第5章 緊急処理事態への対処

緊急対処保護措置の実施体制及び措置の内容並びに実施方法については、この計画の第3章及び第4章の定めに準じて行う。

第6章 計画の適切な見直し

- 1 計画内容については適時検討を加え、必要があると認める際は、自主的にこれを変更し、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告するとともに、ホームページ等において公表を行う。
- 2 計画変更に当たっては、この計画により業務に従事する者等の意見を聴くとともに広く関係者の意見を求めるよう努める。
- 3 計画の変更を必要と認める際は、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、その他関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

【参考】 平成19年 3月14日 策定 社団法人
平成24年 4月 1日 社団法人から公益社団法人へ法人名変更